

建築物衛生法に基づく登録業者の登録要件として規定される従事者研修の改定について

1. 通知の改正案 P. 1

(以下、前回提出資料)

2. 建築物衛生法における登録制度等について P. 7
3. ビルメンテナンス業を取り巻く環境の変遷 P. 10
4. 従事者研修に係る通知の改正について(案) P. 12

平成 24 年 8 月 8 日
生活衛生課

通知の改正案

「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号）」の一部を改正する。

第三 登録基準

二 留意事項

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が一年に一回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとすることが望ましい。また、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

なお、各研修実施者が従事者研修を計画するに当たっては、別添に示すモデルカリキュラムを参考とされたい。

※ 下線部が改正（追加）部分

※ 別添のモデルカリキュラム（案）については、別紙

清掃作業従事者研修カリキュラム（案）

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能／機器の目的と機能／ごみ収集／ほこりや汚れの取り方／タオル、乾式モップ、ほうきの使い方／真空掃除機、床みがき機の使い方／洗浄の種類と目的／主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成／洗剤使用上の注意／洗剤と洗浄剤の環境への影響／床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方／廃棄物処理の目的／廃棄物処理作業の流れ／処理作業の要点と注意事項／廃棄物集積所の整理整頓	60分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／第三者に対する配慮、労働衛生	60分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的／建築物の清掃と環境衛生／清掃技術の発達／建築物衛生法と登録制度	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用法（床材別）	弾性床材／硬性床材／繊維床材／木質床材／繊維床材の特徴／カーペット床の維持管理／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
機械器具・資材の使用法（場所別）	玄関まわりとロビーの清掃／廊下、階段の清掃／エレベータ、エスカレータの清掃／外周、その他の清掃／最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害／作業安全のための注意／建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法／下水道法／水質汚濁防止法	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／サービス精神とマナー／団体行動と人間関係／個人情報保護法	60分
環境問題	廃棄物／洗剤や床維持剤の廃液 等	60分
最新技術の動向	最新技術の動向	60分

ダクト清掃作業従事者研修カリキュラム（案）

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研 修 科 目	研 修 内 容	時 間
ダクト清掃の基本原理	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図	40分
ダクト清掃要領	ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	110分
安全及び衛生	作業ルールの遵守／作業マナー／作業の安全と衛生／作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業	60分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット／図面の見方	90分

2年目以降カリキュラム

研 修 科 目	研 修 内 容	時 間
ダクト清掃の基本原理	清掃方法／使用機器／ダクト清掃概略図／使用機器の選定	50分
ダクト清掃要領	ダクト清掃の計画と具体例／ダクト清掃工程／ダクト清掃手順 ※必要に応じて実技訓練を行う。	100分
安全及び衛生	作業の安全衛生／作業従事者の健康管理／安全・衛生の対策／現場での安全衛生（リスクアセスメント、KYK）	40分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらましと改正／空気調和用ダクト清掃業／ダクト清掃の目的／健康的な室内環境	30分
作業従事者の心得	ダクト清掃の目的／作業従事者としての自覚／共同作業と人間関係	60分
空気調和設備概論	空気調和とは／換気／空気調和機／加湿器／空気調和用ダクト／ダクト付属品／吹出口、吸込口／端末風量制御ユニット／空気調和設備の実際とダクト清掃作業	100分
ダクト汚染と診断方法	ダクト汚染／空気調和用ダクト内部の汚染物質／汚染の実態／汚染診断方法／汚染診断の計画と具体例	60分
最新技術の動向	最新技術の動向／空調ダクト以外のダクト清掃	40分

貯水槽清掃作業従事者研修カリキュラム（案）

<カリキュラムの考え方>

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法（貯湯槽含む）	飲料水と人の健康／病原性微生物と健康影響／化学物質と健康影響／人体と水／ 飲料水の衛生と管理／消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置／作業報告書の作成	60分
建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分

2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
貯水槽の清掃方法	作業用機械器具と取扱い／作業計画及び作業の実際／給水設備の維持管理 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
貯水槽の塗装方法	塗料の選定／塗装の種類と方法／塗装に必要な機器／貯水槽塗装の手順と注意／塗装作業の安全対策／塗装後の消毒及び水質検査／留意点	60分
貯水槽の消毒方法と感染症対策	消毒の意義と定義／消毒方法／消毒時における留意点／消毒剤の規格／水の消毒方法／消毒液の作り方／残留塩素の測定方法／各感染症（レジオネラ症）	60分
安全及び衛生	衛生的な貯水槽清掃の実施／作業中の事故防止／緊急時の処置／作業報告書の作成／電気の取扱い	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	貯水槽清掃に関する関係法令／労働安全を基準とした関係法令／構造基準としての関係法令	60分
作業従事者の責任と任務	貯水槽清掃の目的／マナー	30分
給水設備と機器	貯水槽の構造／関連機器の名称と機能	60分
貯湯槽の清掃方法	給湯設備の概要／貯湯槽清掃の意義／温度の管理／清掃方法／水質管理	60分

排水管清掃作業従事者研修カリキュラム（案）

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研 修 科 目	研 修 内 容	時 間
機械器具の種類と使用方法 一点検診断・検査	点検診断・検査の目的と用語の定義／清掃業務と点検診断・検査／点検診断の対象と項目／点検診断方法と評価基準／検査の項目・方法・評価基準	60分
機械器具の種類と使用方法 －清掃実務－	排水管洗浄の対象範囲と用語の定義／排水管洗浄方法／排水器具・器具排水管の洗浄方法／高圧洗浄の作業方法／高圧洗浄の原理／高圧洗浄装置／排水管の清掃 ※必要に応じて実技訓練を行う。	120分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全および関係法令／衛生管理および関係法令／トラブル事例と対策	60分
建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分

2年目以降カリキュラム

研 修 科 目	研 修 内 容	時 間
機械器具の種類と使用方法 一点検診断・検査	排水管調査の方法と報告書の作成事例／内視鏡最新機器の現状および使用方法	90分
機械器具の種類と使用方法 －清掃実務－	機械的洗浄方法－高圧洗浄方法、ワイヤ式、圧縮式、ロッド式の使用方法和注意事項／化学的洗浄方法－アルカリ洗浄剤、酸性洗浄剤の使用方法和注意事項／ディスパーザ付マンションと一般マンションの清掃方法と注意事項 ※必要に応じて実技訓練を行う。	150分
安全及び衛生	排水管清掃作業における労働安全および関係法令／衛生管理および関係法令／トラブル事例と対策	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	排水設備衛生管理の意義と適用範囲／関係法令／排水設備の機能維持項目／排水設備の特性と清掃／排水設備衛生管理業務の概要と清掃周期	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚／作業上の注意事項／作業マナー	60分
排水設備概論	排水設備設計・維持管理の基本事項／排水不良、管閉塞の原因と特性	60分
排水槽およびグリース阻集器の清掃方法概論	排水槽およびグリース阻集器の維持管理方法／グリース阻集器の維持管理方法／廃棄物の適正処理／トラブル事例と対策	60分
業務管理一般論	機械的洗浄方法および化学的洗浄方法における事前作業／および事後作業の重要性／標準作業仕様	60分

防除作業従事者研修カリキュラム（案）

＜カリキュラムの考え方＞

1. 7時間以上を確保する。
2. 科目ごとの講義時間は、研修内容により適切な時間を設定する。
3. 2年目以降のカリキュラムは、研修内容から取捨選択し、設定する。

1年目カリキュラム

研 修 科 目	研 修 内 容	時 間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分
建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分

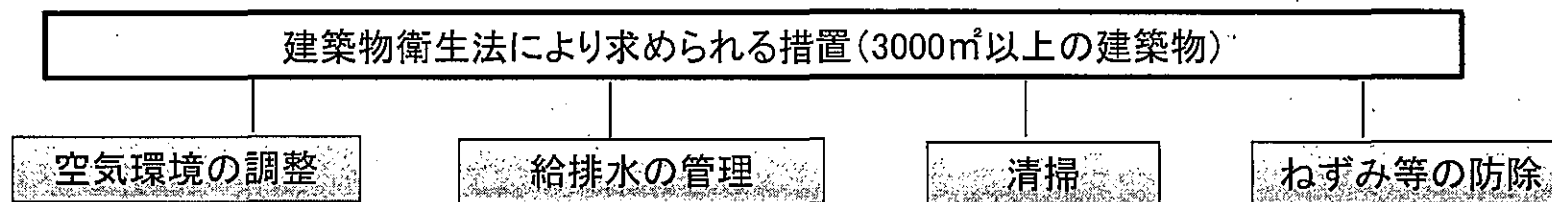
2年目以降カリキュラム

研 修 科 目	研 修 内 容	時 間
機械器具の種類と使用方法	調査用器具／安全器具／防除用機器	60分
薬剤（殺鼠剤・殺虫剤）の種類と使用方法	殺鼠剤とは／殺鼠剤に必要な条件／殺鼠剤の長所と欠点／殺鼠剤の成分／殺鼠剤の剤型／殺鼠剤の抵抗性／忌避剤／殺鼠剤の安全使用／事後処理／殺虫剤の意義と役割／法律上の位置付け／殺虫剤の名称／殺虫剤の毒性／殺虫剤の有効成分／殺虫剤の効力／殺虫剤の剤型／処理方法／殺虫剤使用上の注意／殺虫剤の効果が上がらない理由／殺虫剤の廃棄方法	120分
安全及び衛生	安全に対する心構え／薬剤事故防止／火災事故発生防止／作業事故発生防止／汚損・破損防止／交通事故防止	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法のあらまし／ねずみ昆虫等関係法規	60分
作業従事者の責任と任務	防除作業監督者と防除作業従事者／防除作業従事者の責任と実務／サービスマンとしての心得／日常的な業務実施の心得	60分
建築物構造や設備とネズミ・昆虫等	建築物と有害生物／建築物内部で生息する有害生物／建物外部からくる有害生物	60分
ネズミ害虫防除概論	ネズミ害虫防除の必要性／防除とはどのようなことをいうのでしょうか／IPM／PCOの役割／ネズミ害虫防除の方法／ネズミ害虫防除の進め方	60分
害虫ごとの生態と防除	ネズミ、ゴキブリ、蚊・ハエ・コバエ、ダニ、その他の害虫（食品、木材、畳・敷物から発生する害虫ほか）の、種類と生態／各害虫の対策の進め方／各害虫の維持管理水準	120分

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく総務省からの勧告(平成23年10月14日)への対応
建築物衛生法における登録制度等について



建築物における清掃を行う事業を営んでいる者は都道府県知事の登録を受けることができる
(登録を受けなくても事業を営むことは可能)

【登録制度の趣旨】

- 一定の物的基準、人的基準等を満たす営業所が申請を行い、都道府県知事の登録を受けるもの。
 - ・物的基準の例(建築物清掃業):真空掃除機及び床みがき機を有すること。
 - ・人的基準の例(建築物清掃業):監督者は、職業能力開発促進法に基づくビルクリーニング職種に係る技能検定合格者又は建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者であること。
従事者は、研修を修了したものであること
- 登録業者は、登録の表示を行うことができる。
- 登録制度により、登録を受けた者について一定の水準を担保する。また、監督者・従事者が定期的に研修を修了することにより、登録業者の能力向上に資する。

○ビルメンテナンス業の適用事業場数等(平成21年度)

21,399事業場 労働者数1,050,033人

○都道府県登録事業場数(平成21年度)

清掃業 3,746

ダクト清掃業 129

貯水槽清掃業 7,194

排水管清掃業 1,044

防除業 2,607

総合管理業 2,159

清掃作業等従事者研修に関する指摘の対応について

指摘の内容

建築物内の清掃を行う事業者が都道府県知事の登録を受ける場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2の規定に基づき、清掃作業に従事する者として「清掃作業従事者」を、清掃作業従事者が行う清掃作業の監督を行う者として「清掃作業監督者」をそれぞれ置かなければならないこととされている。

このうち、「清掃作業従事者」の資格を取得しようとする場合には、同法施行規則第25条第3号の規定に基づき、都道府県知事の登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施する研修を修了することが要件とされている。また、当該資格には1年間の有効期間が設けられ、これを更新するためには、毎年、新たに研修を修了することが必要とされている。平成22年11月末現在、22機関が当該研修の実施機関として登録を受け、それぞれ任意に受講料を設定している(最低額2,000円、最高額1万2,000円)。

しかし、当該資格の更新に係る研修の内容をみると、作業従事者としてのマナー等を内容とする作業従事者の心得、ほうきやモップ、床みがき機などの清掃用機械器具の使用法、清掃作業の安全・衛生などの清掃作業に関する基本的な事項となっており、また、資格の取得に係る研修とその内容はほとんど同じものとなっている。

また、同じ清掃作業に関わる清掃作業監督者については、資格の有効期間が6年間に設定され、更新講習については6年ごとに受講すればよいこととされている。

上記のことから、清掃作業従事者については、講習の実施頻度やその在り方について見直す余地があると考えられる。

さらに、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき、建築物において飲料水の貯水槽の清掃やねずみ等の動物の防除等4つの事業(ダクト清掃作業、貯水槽清掃作業、排水管清掃作業、防除作業)においても、清掃作業従事者と同様に、各作業に従事する者に関する資格制度が設けられており、それぞれ、資格の有効期間を更新するために毎年講習を受講することが義務付けられていることから、それらの講習の実施頻度等についても見直す余地があると考えられる。



講習の実施頻度やその在り方について検討が必要

【根拠】

- 有効期間:「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」(平成14年3月26日健衛発第0326001号)
従事者研修については、原則として1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。
- 研修内容:規則第25条第3号ハ(清掃作業従事者研修)
清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

論点(案):登録業における従事者研修の在り方について

【論点1】 都道府県知事の登録を受けるに当たっての、従事者研修の必要性

▶建築物維持管理業を適切に行うに当たっての、従事者に対する研修を定期的実施することの意義について

- ◆研修の対象者は、登録の対象作業に従事するのであればパートタイマーであっても研修の対象となる。建築物維持管理業については、パートタイマーの占める割合が約60%と高い※1。
- ◆ビルメンテナンス業において、平成22年の年間労働災害被害者数は全国で2,927人(うち死亡者23人)※2である。また、ビルメンテナンス業の度数率(100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数)は2.97であり、他の業種と比較して高い傾向にある(全産業:1.61 建設業:0.69 製造業:0.98 運輸業、郵便業:3.07 卸売業、小売業:2.14)。

※1:公益社団法人全国ビルメンテナンス協会「第41回実態調査(平成22年度)」

※2:厚生労働省「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況(平成22年確定値)」

※3:厚生労働省「平成22年労働災害動向調査(事業所規模100人以上)結果」

【論点2】 従事者研修を必要とする場合の内容等について

▶有効期間

←従事者研修の効果を確認した上で検討することとしてはどうか。

▶具体的な研修内容

←新規受講者と既に一度受講した者への研修内容を分ける等、受講者の技能に対応することとしてはどうか。

ビルメンテナンス業を取り巻く環境の変遷

年	事項
1997年 (H9)	改正廃棄物処理法の成立
	室内濃度指針値を設定／厚生労働省
1998年 (H10)	ビル内廃棄物の分別収集・処理に関するアンケート調査の報告／全国ビルメンテナンス協会
1999年 (H11)	化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) の公布
	建築物等におけるレジオネラ症防止対策について／厚生労働省
	建築物清掃技術基準の改訂／全国ビルメンテナンス協会
2000年 (H12)	化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) 施行令の公布
	改訂安全衛生管理読本の改訂／全国ビルメンテナンス協会
2001年 (H13)	清掃管理業務インスペクションの策定／全国ビルメンテナンス協会
	資機材のカラーリングに関する指針の策定／全国ビルメンテナンス協会
	遊泳用プール衛生基準の改訂／厚生労働省
	医療機関内の清掃業従事者のエイズ発症について／厚生労働省
2002年 (H14)	学校環境衛生の基準の改訂／文部科学省
	建築物衛生法施行規則の一部改正・建築物衛生法「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」の改正
2003年 (H15)	建築物衛生法「清掃作業及び清掃用器具の維持管理の方法等に係る基準の一部を改正する告示」の施行
	重症急性呼吸器症候群 (SARS) を新感染症に認定／厚生労働省
	レジオネラ症の発生を予防する技術上の指針／厚生労働省
2004年 (H16)	廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルの改正／環境省
	学校環境衛生の基準の改訂／文部科学省
2005年 (H17)	清掃作業従事者研修用テキストの改訂／全国ビルメンテナンス協会
	個人情報保護法の施行
	ビルメンテナンス業における個人情報保護に関するガイドラインの策定／全国ビルメンテナンス協会
2006年 (H18)	ホテルのカーペットに付着したノロウイルスにより 300人が集団発症の疑い
	グリーン購入法の特定調達品目に庁舎管理・清掃を追加／環境省
	新版ビルクリーニング科実技テキストの改訂／建築物管理訓練センター
2007年 (H19)	清掃廃液処理ガイドラインの策定／全国ビルメンテナンス協会
	清掃作業従事者研修用DVDの改訂／全国ビルメンテナンス協会

2008年 (H20)	「建築物環境衛生維持管理要領」の改正、「維持管理マニュアル」の策定／厚生労働省
	ホテルにおいてノロウイルスにより、100人が集団発症の疑い
	グリーン購入法の特定調達品目に庁舎管理・清掃の改定／環境省
	建築物清掃技術基準の改訂／全国ビルメンテナンス協会
2009年 (H21)	「ビルメンテナンス業」の職業能力評価基準の策定／中央職業能力開発協会
	医療機関以外における在宅医療廃棄物の廃棄実態調査の報告／全国ビルメンテナンス協会
	新型インフルエンザ (A/H1N1) の発生 ビルメンテナンス企業のための新型インフルエンザ対策ガイドラインの策定／全国ビルメンテナンス協会
	新時代のカーペットメンテナンスの策定／建築物管理訓練センター
2010年 (H22)	医療機関以外における在宅医療廃棄物の廃棄実態調査の報告／全国ビルメンテナンス協会
	吐瀉物処理マニュアルの策定／全国ビルメンテナンス協会
2011年 (H23)	医療機関以外における在宅医療廃棄物の廃棄実態調査の報告／全国ビルメンテナンス協会
2012年 (H24)	ビルメンテナンス業における労働災害防止のためのガイドラインの策定／中央労働災害防止協会
	清掃従事者のための針刺し・切創防止マニュアルの策定／全国ビルメンテナンス協会

上記のほか、毎年厚生労働省より発表される「ビルメンテナンス業の労働災害」を情報提供。
また、機械器具や資材等の最新技術の情報提供を行っている。

従事者研修に係る通知の改正について(案)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 2 号）

第二十五条

法第十二条の二第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる事業に係る機械器具その他の設備（以下この条において「清掃用機械器具等」という。）、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

（一、二及び四 略）

三 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号）

第三 登録基準

二 留意事項

カ 従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が一年に一回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。また、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

なお、各研修実施者が従事者研修を計画するに当たっては、別添に示すモデルカリキュラムを参考とされたい。

※ 別添については、公益社団法人ビルメンテナンス協会の実施するカリキュラムなどを参照して作成してはどうか。

※ 建築物衛生法に係る従事者研修は、清掃作業（本件）の他、ダクト清掃作業、貯水槽清掃作業、配水管清掃作業及び防除作業についても規定されている。